

令和5年度 第17回庁議要旨

日時：令和5年12月5日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[報告事項]

1 令和5年人事院勧告に伴う給与改定について（総務部）

令和5年8月7日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差（0.96%）を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を0.09月分下回っていたことから、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分、合わせて0.10月分引き上げる等の勧告を行った。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。

(1) 主な内容

令和5年人事院勧告に準じて、給料表、ボーナス等の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

ア 給料表の改定（令和5年4月1日に遡及適用）

行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）11,000円、初級（高卒程度）12,000円引き上げる。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させ、全体で平均1.1%引き上げを行う。

また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については全号給において引き上げを行う。

イ ボーナスの支給割合の改定

① 一般職（任期付職員・再任用職員を含む。）

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	2.40 (1.35)	2.00 (0.95)	4.40 (2.30)
改正後	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	<u>1.250</u> <u>(0.700)</u>	<u>1.05</u> <u>(0.50)</u>	<u>2.45</u> <u>(1.375)</u>	<u>2.05</u> <u>(0.975)</u>	<u>4.50</u> <u>(2.35)</u>
R6.4以降	<u>1.225</u> <u>(0.6875)</u>	<u>1.025</u> <u>(0.4875)</u>	<u>1.225</u> <u>(0.6875)</u>	<u>1.025</u> <u>(0.4875)</u>	<u>2.45</u> <u>(1.375)</u>	<u>2.05</u> <u>(0.975)</u>	<u>4.50</u> <u>(2.35)</u>

※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合

② 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.650	-	1.650	-	3.30	-	3.30
改正後	1.650	-	<u>1.750</u>	-	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>
R6.4以降	<u>1.700</u>	-	<u>1.700</u>	-	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>

※ 特別職については、国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を0.10月分引き上げる。

③ 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.200	-	1.200	-	2.40	-	2.40
改正後	1.200	-	<u>1.250</u>	-	<u>2.45</u>	-	<u>2.45</u>
R6.4以降	<u>1.225</u>	-	<u>1.225</u>	-	<u>2.45</u>	-	<u>2.45</u>

ウ 初任給調整手当の改定

医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う（支給月額を415,600円とする）。

エ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の給与に関する条例
- ② 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
- ③ 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ④ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ⑤ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- ⑥ 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和5年度各種会計補正予算案について追加提案

2 いしのまき観光大使の新規委嘱について（産業部）

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切に、現在18名1組を委嘱しているが、随時新規委嘱について検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 新規委嘱者（令和5年12月1日付け）

- ・星野 真弓：刺繍家。震災以降、被災地で刺繍教室や心の復興支援活動を行う。石巻に関する作品を作成・展示し、本市のPRに寄与した。

イ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで（再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う）。

ウ 報酬等

- ① 無報酬（ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する）。
- ② 観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

(2) 今後の予定

令和5年12月 委嘱状交付

3 医療機関等に対する物価高騰対策支援事業の実施について（物価高騰対策）（保健福祉部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、先般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内医療機関等を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 交付対象者

申請日時点において、市内に所在する保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）又は助産所を運営する事業者。

※地方公共団体が直接運営を行う診療所は除く。

イ 支援金の額

施設区分	支援金額
病院	15千円/床
診療所（有床）	300千円
診療所（無床）	100千円
訪問看護、助産所	50千円
薬局	50千円

ウ 交付回数

1事業者につき1回限り。

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に係る補正予算案について提案
石巻市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和6年1月1日)

令和6年 1月 事業開始（周知、申請受付）

4 エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金追加給付事業の実施について（物価高騰対策） （保健福祉部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、先般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、本年夏以降実施してきた住民税非課税世帯に対する3万円の給付事業に関し、1世帯あたり7万円を追加支給する支援策を含む、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 支給対象者

① 令和5年度分の住民税非課税世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② 家計急変世帯

①以外で、令和5年1月以降家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯。

イ 想定対象世帯数

① 17,500世帯

② 170世帯 合計 17,670世帯

ウ 支給金額及び方法

1世帯当たり現金70,000円を原則、口座振込により支給。

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金支給事務実施

要綱の一部改正（施行予定年月日：令和5年12月27日）

令和6年 1月～ コールセンター設置

支給通知等発送

市報等による周知

支給開始

5 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者等への独自支援策の実施について

（物価高騰対策）（産業部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、先般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者等を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 信用保証料支援事業補助金

物価高騰の影響を受けている事業者等の軽減を図るため、石巻市中小企業融資制度を活用して金融機関から融資を受けた事業者等が、信用保証協会に支払う信用保証料を補助する。

イ 地域食事券事業（3割増食事クーポン券）

物価高騰に直面する市民生活を支援するとともに、長引く物価高で厳しい経営環境に置かれている飲食事業者等を応援し地域経済への影響を緩和するため、3割増し食事クーポン券を販売する。

ウ イベント開催支援事業

物価高騰の影響を受けている事業者等の事業継続を支援するとともに、アフターコロナに向けた賑わいの創出、交流人口の拡大及び物産振興による地域経済の立て直しを図るため、市内事業者等が実施するイベントの開催事業に対して支援金を交付する。

(2) 今後の予定

令和5年12月	市議会第4回定例会に係る補正予算案について提案
12月～	各事業の補助金交付要綱の制定
	市ホームページ等により周知
	各補助金交付申請受付開始
	各補助金交付開始

【その他】

- ・市議会本会議等における対応について（総務部）
- ・令和6年度施政方針の編成について（復興企画部）

以上